

戦略的広報推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領（案）

1 趣旨

本実施要領は、「戦略的広報推進業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
戦略的広報推進業務
- (2) 委託業務の内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月27日まで
- (4) 委託上限額
15,400,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

3 参加に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q5①公告・イベント業務」で登録をしている者であること（ただし、参加意向申出書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書提出締切時点（令和7年4月17日午前10時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。
- (7) 公告の日から起算して過去5年以内に広報に関するコンサルティング、広報効果の測定、

広報戦略の立案のいずれかを含む業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

4 応募手続き

本業務の企画提案に参加する者は、参加意向申出書等及び企画提案書を提出すること。なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(1) 参加意向申出書等の提出

【提出期限】令和7年4月4日（金）午後5時（必着）

【提出先】本要領9宛て

【提出方法】持参又は郵送

- ・持参の場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで及び県の休日を除く。）とする。
- ・郵送の場合は、書留郵便に限る。（封筒に「戦略的広報推進業務委託参加意向申出書等在中」と朱書きすること。）

【提出部数】各2部

【提出物】

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 実績報告書（様式2）

- ・公告の日から起算して過去5年以内に本要領3（7）に掲げる実績を本様式により提出するとともに、当該契約実績がわかる契約書（業務内容がわかる仕様書を含む）の写しを添付すること。

【留意点】

ア 提出物は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 期限までに上記書類を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

エ 期限までに受理者の数が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再度公告する。

(2) 企画提案書の提出

【提出期限】令和7年4月17日（木）午前10時（必着）

【提出先】本要領9宛て

【提出方法】持参又は郵送

- ・持参の場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで及び県の休日を除く。）とする。
- ・郵送の場合は、書留郵便に限る。（封筒に「戦略的広報推進業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。）

【提出部数】各8部（正本1部、副本7部）

- ・副本7部については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を一切行わないこと。

【提出物】

ア 企画提案書

① 表紙（様式3）

② 業務実施体制（任意様式）

- ③ 企画提案概要（任意様式）
- ④ 業務スケジュール（任意様式）
 - ・企画提案書はA4判、横書き、左綴じとすること。
 - ・③は20ページまでとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用すること。
- イ 見積書（任意様式）
 - ・見積額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
 - ・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。
 - ・見積額は、2（4）の委託上限額の範囲内とすること。

【留意点】

- ア 提出物は、選定審査以外に無断で使用しない。
- イ 提出物は、引き換え、変更又は取り消すことができない。
- ウ 提出物を提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。
- エ 参加意向申出書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届を提出すること。（様式任意）

(3) その他

- ア 提出物は、奈良県情報公開条例（平成13年奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。
- イ 提出物は、必要に応じて複写する場合がある。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問については、質問書（様式4）により、次のとおり受け付ける。ただし、他の企画提案者からの提案の状況や選定委員名等に関する質問は受け付けない。

- ア 受付期限
令和7年4月2日（水）正午（必着）
- イ 提出方法
本要領9宛てFAXにより提出すること。なお、受信確認のため提出後は電話にて送付した旨の連絡をすること。
- ウ 回答
令和7年4月8日（火）（予定）までに、奈良県総務部知事公室広報広聴課のホームページに掲載する。

6 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 選定審査委員会の設置

- ア 「戦略的広報推進業務業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、最優秀企画提案者を選定する。
- イ 委員会は、次の事務を所掌する。
 - ① 企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀企画提案者を選定すること。
 - ② その他、本企画提案の実施に必要な事務。

(2) 評価基準

審査に当たっては、別記「評価基準」に基づき総合的に評価する。

(3) 最優秀企画提案者の選定

- ア 委員会の委員が企画提案内容を評価基準に基づき審査、評価し、評価項目ごとに点数

化を行い、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数を提案者の得点とし、得点が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

イ ただし、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数が6割以上で、委員会において最優秀企画提案者として適当であると承認されなければ選定されない。

ウ 企画提案書を提出した事業者等が2者に達しない場合は、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数が6割以上で、かつ委員会の合議により認められた者について、当該提案者を最優秀企画提案者として選定する。

(4) プレゼンテーション

ア 委員会の審査の際、オンライン形式によるプレゼンテーション及び質疑応答を令和7年4月22日（火）（予定）に行う。詳細については、企画提案書を提出した事業者等に別途連絡をする。

イ プレゼンテーションは提出済みの企画提案書のみで実施することとし、当日の資料の追加は認めない。なお、やむを得ない事情によりオンライン形式によるプレゼンテーション及び質疑応答が困難な場合は、対面又は書面により実施する場合がある。この場合も企画提案書を提出した事業者等に別途連絡をする。

ウ 企画提案書を提出した事業者等が多数となった場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を実施することがある。

(5) 失格事由

事業者等が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

① 本要領3に示した資格が備わっていないとき

② 提出書類の提出期限を過ぎたとき

③ 本提案に対して、二以上の提案をしたとき

④ 本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき

⑤ 経費見積書の金額、住所、代表者名もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽又は不正があったとき

⑥ 提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

⑦ その他不正な行為があったとき

⑧ プレゼンテーションに欠席したとき

(6) 選定結果の通知

結果は、令和7年4月23日（水）以降に、採否に関わらず、提案を行った事業者に対して通知する。

7 契約の締結

(1) 契約方法等

ア 本要領6により選定された最優秀企画提案者を委託先候補者とし、提案内容を踏まえて仕様に修正を加えるべき点がないか等の業務の履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合、当該者から再度見積書を徴収し、見積書の内容を精査したうえで、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

イ 協議が整わない場合は、次点者とあらためて協議を行うこととする。

(2) 契約書の作成

委託事業者として特定された者に対して別途作成し提示する。

(3) 契約期間

本要領 2 (3) に記載のとおりとする。

(4) 委託料

ア 委託料の上限は、本要領 2 (4) に記載のとおりとする。

イ 委託料の支払は、全ての業務の履行確認後とする。

(5) 契約保証金

ア 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付すること。

イ ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 契約の不締結・解除

契約の相手方が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、本業務に係る契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。（契約解除した場合、損害賠償義務が生じる。）

① 役員等が暴力団員であるとき

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

③ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき

⑦ 下請契約等に当たり、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき

⑧ 本契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき

(7) 電子契約の可否

① 可とする。

② 電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式 5）を本要領 4 (1) の書類と併せて提出すること。

(8) その他

① 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

② 採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加及び契約に要する費用

本件に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた公募型プロポーザル関連の文書を、第三者に漏らしたり、契約等以外の目的に使用してはいけない。

9 問い合わせ先

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県総務部知事公室広報広聴課広報制作係（令和7年3月31日まで）

電話番号：0742-27-8326

F A X：0742-22-6904

奈良県総務部知事公室広報広聴課報道・広報制作係（令和7年4月1日以降）

電話番号：0742-27-8325

F A X：0742-22-6904